「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務企画提案コンペ　質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	業務仕様書 ４　業務の内容 （１）ロゴマークに求める条件	三重県産の水産物の鮮度の良さは、首都圏の流通関係者の間で高評価を得ている。とありますが、流通の工夫がありましたら教えてください。	首都圏等への距離が近いことや漁業者や仲買人等の努力によるものと考えております。
2	業務仕様書 ４　業務の内容 （１）ロゴマークに求める条件	「みえの魚」の表記がひらがなです。「三重」とも読めるし「見栄」とも読めてしまいます。漢字表記にルビを振るような表記にすることは可能でしょうか？	表記については、「みえの魚イチ押しの店」のみを使用することとしております。
3	業務仕様書 ４　業務の内容 （１）ロゴマークに求める条件	外国人に訴求するために英語表記は不要でしょうか？	英語表記は不要です（日本語のみでお願いします）。
4	業務仕様書 ４　業務の内容 （１）ロゴマークに求める条件	要領に「デザインは、あらかじめ類似商標がないことを確認したうえで提出すること」とございます。 応募者側で行う事前確認について、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を用いた文字・図形商標の簡易検索程度を想定されておりますでしょうか。あるいは、弁理士等による専門的な先行商標調査報告書等の提出まで求められる（または想定されている）ものでしょうか。応募時点で求められる調査水準・範囲をご教示ください。	調査水準・範囲は定めておりません。
5	業務仕様書 ４　業務の内容 （１）ロゴマークに求める条件	類似商標の確認はJ-Plat patによる簡易検索でよいか？	上記No.4の回答と同様です。
6	企画提案コンペ参加仕様書 ８　選定委員会にて最優秀提案を選定 （２）企画提案コンペの選定基準	選定基準の(オ)に「県で商標登録のための類似調査を実施し、類似が認められた提案は失格」とありますが、提案事業者側が企画提案時に実施すべき商標調査方法はどのような方法を具体的には想定なさっていらっしゃいますでしょうか。 また、その報告が必要な場合には記載内容の指示はございますでしょうか。	商標調査方法は上記No.4の回答と同様です。 調査方法について、報告の必要はございません。
7	企画提案コンペ参加仕様書 ８　選定委員会にて最優秀提案を選定 （２）企画提案コンペの選定基準	「三重県は、審査とあわせて商標登録のための類似調査を実施するものとし、これによって、ロゴマーク２案ともに他商標との類似が認められた提案は失格となります」と記載がございます。 県側で実施される調査において、対象とする「商標の区分（指定商品・指定役務）」はあらかじめ定められておりますでしょうか。もし規定がございましたら、対象区分をご教示いただけますと幸いです。	商標の区分は43類42B01、35類35K03を想定しております。
8	業務仕様書 ４　業務の内容 （２）最終デザインの決定方法	県側での商標登録手続きや実務運用にあたり、類似の可能性を回避するため、あるいは商標登録要件を満たすために、採用後にデザインの一部修正や調整が発生する可能性はございますでしょうか。また、その場合の修正作業は本契約（または提案工数）の範囲内として求められるかご教示ください。	商標登録手続きや実務運用にあたり、類似の可能性を回避するため、あるいは商標登録要件を満たす目的での、デザインの調整等は実施しません。ただし、最終デザインを決定するうえで、デザインの調整・校正を実施する必要がある場合には、本契約の範囲内で実施していただきます。
9	業務仕様書 ５　成果物 （１）成果物	企画提案資料にてデザインのサイズ毎の展開例の提示が求められていますが、最終的な採用後の納品データ形式（ai、pdf、jpg、pngなど）について、現時点で指定事項はございますでしょうか。	制作したロゴマーク等の成果物とは、ロゴマークのカラー及びモノクロの基本形、ロゴタイプがシンボルマークの外にあるなど必要な場合には、カラー及びモノクロのロゴタイプ白抜き版のことをいい、それぞれについてAI データ、SVGファイル及び PDFデータ形式の印刷用原稿データ、PNG、JPEG、GIFそれぞれの画像形式データを提出してください。
10	業務仕様書 ７　著作権の取り扱い等	県の審査において類似調査を経て採用された後、実際に商標登録出願を行う過程や、10年間の使用期間中において、万一、第三者から意匠権・商標権侵害等の申し立てや異議申し立て等が生じた場合、受託者（制作者側）への損害賠償請求や修正義務の発生など、どのような責任・負担関係が想定されておりますでしょうか。	生じた案件ごとの個別の対応となります。
11	企画提案コンペ参加仕様書 ５　参加資格確認申請 （２）提出方法 ７　企画提案資料の提出 （２）提出方法	参加資格確認申請や企画提案資料を電子メールで提出する場合、添付可能なPDFファイルのデータ容量に上限（例えば10MBまで等）は設けられていますでしょうか。 上限がある場合には、超えてしまう場合の別の提出方法（例えばアップロード先リンクの支給など）をご指示いただくことは可能でしょうか。	県が受信できる添付ファイルの容量の上限は17MB程度です。 上限を超える可能性がある場合は、県から提出方法を指示させていただきますので、参加仕様書４（３）へ電話で確認してください。
12	企画提案コンペ参加仕様書 ７　企画提案資料の提出 （２）提出方法	企画提案資料の提出方法では電子メールで送付も大丈夫なのですが、提出資料の方にA4版両面印刷とあります。 電子メールでお送りしても、実物（紙による出力）も必要ということでしょうか。	電子メールで送付された場合は、実物（紙による出力）は必要ございません。
13	その他	選定されたロゴマークの商標登録出願手続および関連諸費用（特許庁への印紙代、弁理士費用等）は、すべて三重県様側にてご手配・ご負担いただく認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	その他	商標登録にかかる特許庁への出願料・登録料などの印紙代や、本採用後の弁理士への正式な出願代行費用などは、 今回の契約上限額（330,000円）に含めて見積もる必要がありますでしょうか。 それとも、ロゴデザインデータの納品をもって業務完了となり、実際の出願・登録にかかる諸手続きと実費は県側で負担（対応）される認識でよろしいでしょうか。	上記No.13の回答と同様であり、見積る必要はございません。